

不法投棄等防止機材 (ソーラー式監視カメラ) 貸与の手引き

令和6年10月

羽島市生活環境部環境事業課

電話番号：392-1111（内線2192）

不法投棄等防止機材（ソーラー式監視カメラ）貸与とは

【貸与の目的】

不法投棄等防止機材（ソーラー式監視カメラ）貸与は、地域のごみ集積所の不法投棄又は不適正排出を防止し、快適な都市環境を維持することにより、地域の環境美化に寄与することを目的としています。

【貸与の内容】

現に不法投棄等が発生しているごみ集積所の管理者（自治委員）に、不法投棄等防止機材を貸与します。設置及び撤去に要する費用は無料です。

【貸与の台数・期間】

- ①貸与する機材の台数は、一つの自治会につき1台です。
 - ②貸与する期間は、3カ月以内です。ただし、設置から2カ月が経過した時点において不法投棄等が続いており、継続して貸与が必要な場合は、当初の期間に加え、貸与期間を3カ月以内で延長することができます。
- ※多数の申し込みがあった場合は、貸与期間を変更させていただくことがあります。

【遵守事項】

- ①機材及び画像データ（機材により撮影、録画された画像）を適正に管理してください。
- ②機材の盗難等に十分注意して管理してください。
- ③機材に盗難、破損等の事故を発見した場合は、速やかに環境事業課に連絡してください。
- ④借受者（自治委員）の故意又は重大な過失により機材に盗難、破損等の損害が生じた場合は、その損害について賠償責任が生じます。機材の管理に際し、他の者に損害を与えた場合も同様となります。
- ⑤機材の設置及び撮影に関して苦情等があるときは、借受者が誠意を持って当該苦情の解決に当たってください。

【申請受付】

①受付開始日 令和6年11月15日（金）

※初回のみ受付期間を11月15日（金）から11月25日（月）までとします。

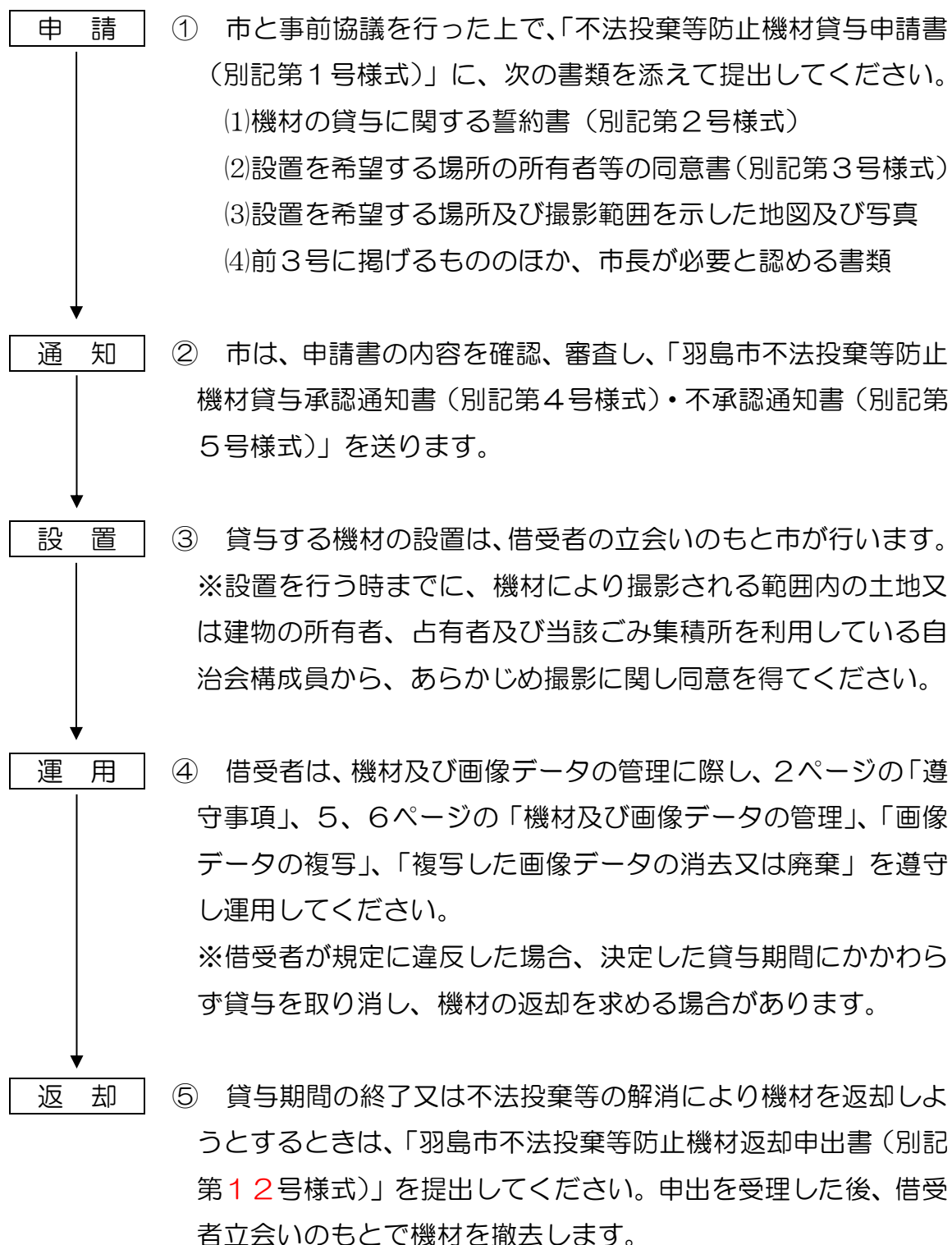
②受付場所 市役所2階 環境事業課 72番窓口

※初回受付期間のみ申し込み多数の場合は、抽選とさせていただきます。

③貸与する機材には限りがあります。初回受付期間を過ぎた後の申請は受付順に貸与することになります。

貸与の申請方法

【申請の流れ】



貸与決定後の注意事項

【機材及び画像データの管理】

- ①機材及び画像データを適正に管理するため、自治会構成員の中から、機材の操作や画像データの運用等に従事する者（以下「運用担当者」）を定めてください。
- ②運用担当者を定めたときは、「不法投棄等防止機材運用担当者届出書（別記第7号様式）」に「不法投棄等防止機材運用担当者誓約書（別記第8号様式）」を添えて、環境事業課に提出してください。

【画像データの複写】

- ①借受者及び運用担当者は、画像データから知り得た情報を第三者に提供することはできません。貸与期間が終了した後も同様です。
- ②借受者は、不法投棄等があったと認められるとき又は次の(1)(2)に該当するときに限り、画像データを借受者又は運用担当者の所有する記録媒体に複写（紙媒体に印刷することを含みます。以下「複写した画像データ」）することができます。

複写しようとするときは、あらかじめ市に連絡してください。

(1)不法投棄等を市、警察又は弁護士に相談するために、市、警察又は弁護士に複写した画像データの提供、閲覧が必要なとき。

(2)法令の規定に基づき、捜査機関等から公文書により複写した画像データを提供、閲覧を求められたとき。

- ③複写したときは、「不法投棄等防止機材画像データ管理簿（別記第9号様式。以下「画像データ管理簿」）」に必要な事項を記録し、貸与期間以後1年間保存してください。機材を返却するときまでに、画像データ管理簿の写しを環境事業課に提出してください。
- ④複写した画像データを提供、閲覧させる場合は、「不法投棄等防止機材画像データ外部提供管理簿（別記第10号様式。以下「画像データ外部提供管理簿」）」に必要な事項を記録し、貸与期間以後1年間保存してください。機材を返却するときまでに、画像データ外部提供管理簿の写しを環境事業課に提出してください。

【複写した画像データの消去又は廃棄】

- ①複写した画像データは、機材を返却するときまでに消去、又は廃棄してください。ただし、不法投棄等に関する情報が記録された複写した画像データについては、証拠の保全上又は公益上の必要があるときに限り、必要な期間保存することができます。
- ②複写した画像データを消去若しくは廃棄したときは、画像データ管理簿に必要な事項を記録し、「不法投棄等防止機材画像データ消去・廃棄届出書（別記第11号様式）」を環境事業課に提出してください。

【その他】

- ①上記の規定に違反した場合は、決定した貸与期間にかかわらず貸与を取り消し、機材の返却を求める場合があります。
- ②貸与を取り消された場合は、取り消された日から1年間、機材の貸与を受けることができません。

【不法投棄等防止機材（ソーラー式監視カメラ）の写真】

